

70歳以上の高齢ドライバーの運転免許証に係る各種手続き案内

令和7年3月24日版

区分	70歳以上 75歳未満の方	75歳以上の方	臨時認知機能検査	臨時高齢者講習
該当する方	免許証有効期間満了日における年齢が70歳以上 75歳未満の方	免許証有効期間満了日における年齢が75歳以上の方	75歳以上で、一定の違反行為をされた方	臨時認知機能検査の結果、「認知症のおそれあり」となった方 (直近の検査で「認知症のおそれあり」又は「旧法検査の第一分類」であった方を除く)
手続きの流れ等	① 講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 高齢者講習を受講する ↓ ④ 免許証を更新する (別途更新手数料が必要)	① 検査・講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 運転技能検査(該当者のみ)・認知機能検査・高齢者講習を受検・受講する ↓ ④ 免許証を更新する (別途更新手数料が必要)	① 臨時認知機能検査通知書が届く ↓ ② 指定の日時・場所で認知機能検査を受検する ↓ ③ 認知機能検査結果通知書が届く (臨時高齢者講習の該当者になれば、臨時高齢者講習通知書が別途届きます。) 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習は、通知書を受け取った翌日から <u>1か月以内</u> に受検・受講する必要があります。	① 臨時高齢者講習通知書が届く ↓ ② 自動車学校に電話予約する ↓ ③ 臨時高齢者講習を受講する
手数料 (認定教育・認定検査で実施している自動車学校では異なる場合があります)	● 高齢者講習 ・ 2時間 (普通自動車対応免許を更新される方) 6,600円 ・ 1時間 (原付、二輪、大特、小特免許のみを更新される方) 2,950円	● 運転技能検査 3,650円 ● 認知機能検査 1,050円 ● 高齢者講習 ・ 2時間 (普通自動車対応免許を更新される方(運転技能検査対象者を除く)) 6,600円 ・ 1時間 (原付、二輪、大特、小特免許のみを更新される方又は運転技能検査対象者) 2,950円	● 臨時認知機能検査 1,050円	● 臨時高齢者講習 ・ 2時間 (普通自動車対応免許の方) 6,600円 ・ 1時間 (原付、二輪、大特、小特免許のみの方) 2,950円
予約方法	各通知書が届いたら、通知書に記載のある自動車学校等へ電話で予約をしてください。(臨時認知機能検査を除く) 広島県警察のホームページに予約状況を掲載しておりますので、予約の参考としてください。			